

## <ベトナム 2023 年電気通信法の注目すべき変更点>

2024 年 7 月 12 日

One Asia Lawyers ベトナム事務所

はじめに

2023 年 11 月 24 日、国会は、全 10 章 73 条で構成される電気通信法（Law No.24/2023/QH15 号（以下「2023 年電気通信法」））を正式に可決しました。2023 年電気通信法は、2024 年 7 月 1 日から施行されています。本ニュースレターでは、2023 年電気通信法の重要な変更点、特に電気通信サービス事業における新しい規制について紹介します。

### 1. 新しいトレンドに合わせた電気通信製品・サービスの多様化

2023 年電気通信法は、その適用範囲を拡大し、データセンターサービス、クラウドコンピューティングサービス、インターネット上の基本電気通信サービスという 3 つの新しい電気通信サービスを含むようになりました<sup>1</sup>。この拡大は、ベトナム企業と国内市場経済が直面する課題に対応し、組織がグローバルな競争力を維持するためにデジタルトランスフォーメーションを受け入れることを企図しています。

さらに、電気通信分野における最上位法としての 2023 年電気通信法は、これらのデジタル電気通信サービスのための専用セクションを設け、企業がサービスを提供する際の明確な法的枠組みを確立しています。これらの分野における革新を政府が支援する姿勢を示し、2023 年電気通信法は、ビジネス協力契約（BCC）<sup>2</sup>における外国投資比率の制限撤廃、企業の規制負担の軽減、完全な事業許可の代わりにサービス提供の登録または通知要件の簡素化<sup>3</sup>などのメリットを提供しています。

また、これらの新しいサービスを導入する上で企業が直面する可能性のある問題への解決策を提示し、2023 年電気通信法はその規制実施を 2025 年 1 月 1 日から開始する予定です。この期間中は、企業がこれらのサービスを効果的に学習、研究、導入するための十分な時間を提供します。

### 2. 電気通信インフラ建設場所の拡大

2023 年電気通信法は、公共資産（業務用オフィス、公共サービス施設、土地、軍隊資産、国家および公共の利益に資するインフラ資産）に電気通信インフラを建設および設置することを許可しています。この場合、公共資産にある機関や組織の運営に影響を与えず、技術的な実現可能性、安全性、セキュリティを確保する必要があります<sup>4</sup>。この規制は、官民の協力を促進し、公共資源の最適利用、無駄の削減、投資効率の向上を実現します。行政庁舎、学校、病院などの場所を電気通信インフラの設置に利用することで、企業はコストを削減し、時間を節約し、公共インフラの開発および維持のための再投資のために国の収益を増加させることができます。ただし、これらのメリットには厳格な管理責任が伴います。効果的な実施には、企業、投資家、各レベルの当局の協力が必要であり、2023 年電気通信法律第 65 条で規定されているように、不正利用や妨害を防ぐ必要があります。

<sup>1</sup> Clauses 8, 9, 10 of Article 3 and Section 3 of Chapter II of the Telecommunications Law 2023

<sup>2</sup> Point a, Clause 1, Article 28; Point a, Clause 1, Article 29 of the Telecommunications Law 2023

<sup>3</sup> Clause 2, Article 28; Clause 2, Article 29 of the Telecommunications Law 2023

<sup>4</sup> Clause 3, Article 65 of the Telecommunications Law 2023

### 3. 中小企業が競争力のある電気通信市場に参加するための支援

2023年電気通信法は、支配的市場地位を有する電気通信企業が、他の企業に対して電気通信ネットワークをリースしたり、電気通信トラフィックやサービスを販売したりする義務を定めており、要求があった場合にはこれを行う義務があります。また、法律で許可されている宣伝活動を除き、実際のコストを下回る料金で電気通信サービスを提供することは禁止されています<sup>5</sup>。この規制は、中小企業の健全な市場競争への参画を促進し、投資コストを低く抑えることができるため、これらの企業が新しい電気通信サービス事業を起業し、発展させることを促進します。結果として、すべての関係者が協力を強化し、多様で柔軟な電気通信エコシステムを構築し、相互発展のための健全な競争を促進します。

### 4. 個人データ保護に関する Decree No.13/2023/ND-CP の責任を追加

2023年電気通信法は、2023年7月1日付の個人データ保護に関する政令（Decree No.13/2023/ND-CP）に関して、個人データ保護の強化に重点を置いた厳格な規制を更新し、ユーザーデータへのアクセスに関するさまざまな状況においてユーザーの同意を得ることを企業に求める当該政令の規制を強化しています<sup>6</sup>。

個人データに関しては、2023年電気通信法は、ネットワークインフラを有するサービスプロバイダーと、ネットワークインフラを有さないサービスプロバイダーの権利と義務を別々の条項で区別しています。ネットワークインフラを有さないサービスプロバイダーは、加入者情報の管理に関してより厳しい要件を遵守する必要があります。この法律の下では、企業は加入者契約を締結する際に提示された識別書類と一致する情報を持つ顧客にのみサービスを提供することが許可されており、加入者情報を認証、保存、使用し、不完全または不正確な加入者情報を持つ SIM カードを処理し、違法なメッセージや通話を防止し、停止し、電気通信法を違反する加入者に対して電気通信サービスを終了する必要があります<sup>7</sup>。これらの規定は、迷惑メール、詐欺電話、詐欺行為を防止し、ユーザー保護を提供することに寄与します。これにより、企業に対するユーザーの信頼が高まり、国内外の電気通信業界の成長を促進することが期待されています。

以上に加えて、2023年電気通信法は、電気通信サービス事業への投資に関する規制の簡素化<sup>8</sup>、越境電気通信サービスのための別個の条項の提供<sup>9</sup>、電気通信サービス事業ライセンスの種類の変更<sup>10</sup>など、いくつかの新しいポイントを導入しています。

2023年電気通信法については、今後出される細則についても注視が必要です。

<sup>5</sup> Article 17 of the Telecommunications Law 2023

<sup>6</sup> Article 26, 28 and 29 of the Telecommunication Law 2023

<sup>7</sup> Clause 2 Article 13 of the Telecommunication Law 2023

<sup>8</sup> Article 12 of the Telecommunication Law 2023 in comparison to Article 18 of the Telecommunication Law 2009

<sup>9</sup> Article 21 of the Telecommunication Law 2023

<sup>10</sup> Clause 2 Article 33 of the Telecommunication Law 2023 in comparison to clause 2 Article 34 of the Telecommunication Law 2009

## ◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または [info@oneasia.legal](mailto:info@oneasia.legal) までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

## &lt; 著者紹介 &gt;

[松谷亮](#)

One Asia Lawyers ベトナム事務所代表

日系大手の IT 企業及び化学・電子部品メーカーにて社内弁護士として合計 6 年間勤務後、2019 年より One Asia Lawyers ベトナムオフィスへ入所、ホーチミン市在住。進出、現地子会社管理（コンプライアンス・人事労務）、新規事業開発案件、M&A、取引先との契約交渉、知的財産に関する契約交渉及び紛争処理案件を数多く経験しており、特に職務経験のある IT・製造業の法務案件を専門とする。

[Dao Thi Truc Vi](#)

ジュニアアソシエイト

Vi は、One Asia Lawyers に加入する前にベトナムの法律事務所で勤務しており、現在は One Asia Lawyers ベトナムオフィスで民事、労働、許認可、企業案件、投資プロジェクトなどに関する法的コンサルティングに従事し、ベトナム事業における労働、企業、投資に関する法的助言を提供するために弁護士をサポートしている。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

[ryo.matsutani@oneasia.legal](mailto:ryo.matsutani@oneasia.legal)

[vi.dao@oneasia.legal](mailto:vi.dao@oneasia.legal)